

改正概要説明書	
国名： 米国	法令名： 商標規則
改正情報： 2017年7月21日施行	
<p>改正概要：</p> <p>1. 庁の過誤により失効等した出願・登録の回復規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国特許商標庁(「庁」)の過誤によって放棄され、取り消され又は失効した商標出願又は登録の回復について、回復請求の時期、手続及び必要な証拠資料についての規定を追加した(§ 2.64)。 <p>2. 適時に応答しなかったために出願が放棄された場合の回復規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁指令に故意でなく適時に応答しなかったために全部又は一部放棄された出願について、その旨が電子記録に表示された日を回復請願期間の起算日要件に追加し、請願に必要な資料や手数料の要件を改訂した。併せて、許可通知発出後に出願の基礎(使用・使用意図等)を変更する場合の時期的手続的要件、さらに、請願が否認された場合の対応措置についての規定を整備した(§ 2.66)。 <p>3. 同時使用者の出願手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時使用者の出願が審判に係属する場合、手続開始通知には同時使用手続を利用するためのウェブアドレスを記載すべき旨の規定を設けた(§ 2.99)。 <p>4. 異議申立手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標の異議申立の手続的方式的な事項について、申立書の紙提出を廃止して電子システム(ESTTA)で提出することを原則とするよう変更し、申立手数料不足の場合の納付方法を規制するとともに、申立書提出日は庁が申立書を電子的に受領した日とするよう規定した(§ 2.101(b) (d) (e))。 ・異議申立提出期間の延長請求書も、ESTTA によるべき旨、提出日は庁が電子的に受領した日と変更した(§ 2.102(a) (d))。 ・異議答弁書も ESTTA によって提出すべき旨を規定した(§ 2.106(b))。 <p>5. 商標取消請願</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標登録を取り消すべき旨の請願(無効請求)について、請願書は ESTTA により提出すべき旨、請願の手数料、請願書の提出日は庁が電子的に受領した日である旨の規定を設けた(§ 2.111)。 ・請願に対する答弁書の提出方法も ESTTA によるべきこととした(§ 2.114)。 <p>6. 書類の送達手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判部への提出書類その他の関係書類は、当事者又は代理人に対し、審判部から原則として電子メールで送達されるべき旨を規定した(§ 2.119)。 <p>7. 開示手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示手続(Discovery)について、開示手続 1 件における相手方に対する書類の提出要求(Requests for Production)及び自白の要求(Request for Admission)の数は原則として 75 件を上限とするが、追加の要求も例外的に認める旨の規定を設けた(§ 2.120(e) (i))。 	

8. 証拠に関する事項

・商標の使用日について、出願又は登録のファイル中の宣誓供述書や宣誓書における陳述は、出願人・登録人の証言として取り扱わない旨の規定、インターネット上の資料はアクセス日とサイトの出所が明示されることを条件として証拠として認めうる旨の規定、一般文書等の信頼通知(Notice of Reliance)の形式で提出できる証拠資料の種類の特定及び証拠としての適切性を示すべき旨の規定をそれぞれ追加した(§ 2. 122(b) (e) (g))。

9. 当事者系事件における審理証言

・当事者が宣誓供述者又は宣言者の口頭反対尋問を選択した場合は、その選択の通知を宣誓供述書等の送達日から 20 日以内に相手方に送達し、かつ、審判部に提出し、選択通知送達日から 30 日以内に反対尋問を完了させなければならない旨、及び、証人尋問において当事者は口頭証人に反対尋問をする機会を与える旨の規定をそれぞれ追加した(§ 2. 123(c) (e))。

10. 書面による質問に基づく証言録取

・宣誓供述書又は宣言書により証言をした証人に対する反対尋問をする場合はその旨の通知を相手方に送達し写しを審判部に提出すべき旨、及び、相手方には質問書を添付して送達すべき旨の規定を追加した(§ 2. 124)。

11. 商標審理審判部への提出物の形式

・商標審理審判部への提出物は原則として ESTTA によらなければならない、本文の書式及び証拠資料の電子的作成について規定した(§ 2. 126)。

12. 申立

・略式判決を求める申立時期について、最初の証言期間の開始前に提出しなければならない旧規定を、最初の証言期間に係る正式事実審理前開示の期日前に提出しなければならないと変更し、併せて、弁駁趣意書は答弁趣意書送達から 15 日以内だった旧規定を 20 日以内と延長した。また、略式判決の申立が否認された場合の証拠資料の補足を認める旨の規定を設けた(§ 2. 127(e))。

13. 最終審理における趣意書

・原告の立場にある当事者は、主趣意書提出に不作為あるいは手続追行上の不備があった場合に不利な決定を受けうる旨、及び、証拠上の反論は付属書で提出できる旨の規定を設けた(§ 2. 128(a) (b))。

14. 査定系審判請求の期間及び方法

・査定系審判請求において、審判請求人からの応答趣意書は全体で 10 ページ以内でなければならない旨、及び、趣意書中の証拠の引用は電子出願記録中の書類の記載に対応させなければならない旨の規定を設けた(§ 2. 142(b))。

15. 長官に対する請願

・長官に対する請願を提出することができる時期について、対象案件ごとに個別に規定し、長官が請願を否認した場合の再検討請求の提出期限を整備した(§ 2. 146(d) (i))。

改正内容：

- **§ 2.64 庁の誤りのために放棄され、取り消され又は失効した出願及び登録の回復規定の新設。**
- **§ 2.66 故意でない遅延により又は部分的に放棄された出願の回復**
 - (a) 商標電子記録制度を用いた出願回復請願提出に関する規定の改正。
 - (b)-(c) 出願回復請願手続に必要な添付資料に関する規定の改正。
 - (d) 許可通知の発出後に § 2.35 (b) に基づく基礎を入れ替える請願を提出できる条件に関する規定の追加。
 - (e) 回復請求の拒絶に対する再検討請求の提出に関する規定の改正
- **§ 2.99 同時使用者としての登録の出願**
 - (d) 同時使用者への書類送達に関する規定の改正。
- **§ 2.101 異議申立の提出**
 - (b) 提出方法に関する規定の改正。
 - (d) 手数料納付に関する規定の改正。
 - (e) 申立提出日に関する規定の改正。
- **§ 2.102 異議申立提出期間の延長**
 - (a) 延長請求方法に関する規定の改正。
 - (d) 延長請求提出日に関する規定の改正。
- **§ 2.106 答弁書**
 - (b) 異議答弁書の提出方法に関する規定の改正。
- **§ 2.111 取消請願の提出**

取消請願提出方法，請願手数料，提出日に関する規定の改正。
- **§ 2.114 答弁書**

答弁書の提出方法に関する規定の改正。
- **§ 2.119 書類の送達及び署名**
 - (b) 審判部に提出される提出物及び当事者に送達される書類であって，審判部への提出を要求されていないものの送達に関する規定の改正。
- **§ 2.120 開示手続**

(e) 1つの開示手続中に、他方の当事者に送達できる提出請求の総数に関する規定の追加。

(i) 旧(h)の改正。1件の開示手続において、他方の当事者に送達できる自白の要求の総数に関する規定の追加。

• **§ 2.122 証拠に関する事項**

(b) 出願及び登録ファイル中の宣誓供述書又は宣言書に記載された陳述の証拠としての取扱いに関する規定の追加。(e) インターネットにて収集された資料の証拠としての取扱いに関する規定の追加。(g) 信頼通知の適切性に関する規定の追加。

• **§ 2.123 当事者系事件における審理証言**

(c) 当事者が宣誓供述者又は宣言者の口頭反対尋問を行う場合の手続に関する規定の追加。(e) 口頭の証人尋問において、証言録取が行われる場合の相手方当事者の反対尋問に関する規定の追加。

• **§ 2.124 書面による質問に基づく証言録取**

宣誓供述書又は宣言書による証言に対する反対尋問の取扱いについて規定の追加。

• **§ 2.126 商標審理審判部への提出物の形式**

提出物の提出方法に関する規定の改正。

• **§ 2.127 申立**

(e) 略式判決申立に関する規定の改正。

• **§ 2.128 最終審理における趣意書**

(a) 原告の提出した趣意書の取扱いに関する規定の追加。(b) 趣意書に代わる代替提出物に関する規定の追加。

• **§ 2.142 査定系審判請求の期間及び方法**

(b) 審判請求に係る趣意書及び添付される提出物の様式、取扱いに関する規定の改正。

• **§ 2.146 長官に対する請願**

(d) 請願の提出日に関する規定の追加。

(i) 旧(j)に再検討請求の提出期日に関する規定の追加。